平成２７年（フ）第５４９号
京都市伏見区向島中島町６番地２　レグルスコート103
債務者　稲田　臣章
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５５０号
京都市伏見区向島中島町６番地２　レグルスコート103
債務者　稲田　紀子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５６１号
京都市伏見区醍醐西大路町１番地１　醍醐東市営住宅６棟201号
債務者　岸本　共子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５７１号
京都府宇治市伊勢田町砂田90番地　府営砂田団地１棟210号
債務者　安倉　雪恵
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９３号
香川県高松市一宮町1823番地１　一宮ハイツ101号室
債務者　元山　孝子（旧姓久良木・上別府）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２１号
香川県高松市上林町741番地10
債務者　山本　美穂
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２９号
香川県高松市中新町１番地13　プロシード中新303号
債務者　小西　　博（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３２号
香川県高松市浜ノ町20番２号
債務者　西谷　真弓（旧姓片桐）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４３号
香川県高松市太田下町3030番地15　エルディム藤村Ａ101
債務者　**藤**井　浩一
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４６号
香川県高松市春日町507－１、住民票上の住所香川県高松市内町３番10号
債務者　増田　洋子（旧姓蓮井）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６１２９号
東京都中央区晴海１丁目７－１－202
債務者　武　美枝子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１３１号
東京都墨田区文花１丁目32－１－1217
債務者　豊島惠理子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１３７号
東京都杉並区上井草３丁目37－16－201
債務者　三浦　孝康
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１６１号
東京都西東京市向台町４丁目21－45－215
債務者　高見　長門
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１７５号
東京都世田谷区若林３丁目11－11
債務者　鈴木健太郎
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１８０号
東京都豊島区南大塚１丁目39－６－306
債務者　佐藤　政智
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１８５号
東京都八丈島八丈町中之郷2114－１
債務者　石田かをり
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部